相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都昭島市宮沢町三丁目一二八番地、最後の住所東京都立川市富士見町六丁目五七番一〇二号　被相続人　亡　小町　雅彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十日

事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市相木町八番地、最後の住所石川県金沢市観法寺町ヘ一七四番地

被相続人　亡　北村　菊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十日

石川県金沢市大手町二番二六号

相続財産管理人　堀　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市国分町七一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　下本　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十日

島根県浜田市朝日町一〇番地三

相続財産管理人　名古田　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市春田町一一八番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田村　俊憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十日

事務所大阪市北区西天満四丁目四番一二号近藤ビル八階

相続財産管理人　弁護士　松本　裕美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県須崎市青木町一九〇番地、最後の住所高知県須崎市青木町二番一号

被相続人　亡　笹岡　利夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月二十日

高知県須崎市西崎町三番一〇号

相続財産管理人　司法書士　川北　徹

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による常滑市常滑金山土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を左記のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の所在及び名称

所在　名古屋市中村区名駅三丁目九番一〇号

名称　株式会社守陽建設

二　通知の内容

本組合施行地区の換地計画において定められたあなたの関係事項は、別紙明細書及び換地図のとおりであります。

よって土地区画整理法第百三条第一項の規定により通知します。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に常滑金山土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に常滑金山土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを愛知県常滑市金山字元八幡四三番地外（三八―二街区）三―一号公園内掲示場において掲示する。

平成二十三年七月二十日

愛知県常滑市新開町四丁目一番地

常滑金山土地区画整理組合

理事長　竹内喜陽雄

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年7月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大和リビング株式会社　②国土交通大臣(45220　③代表取締役　明石昌　④東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号　廃止した従たる事務所　三重県津市桜橋2―136―1―1F　石川県石川郡野々市町二日市1―4北口プラザビル101　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号　大和リビング株式会社　代表取締役　明石昌

①スターツピタットハウス株式会社　②国土交通大臣(2)7129　③代表取締役　河野一孝　④東京都中央区日本橋三丁目4番10号　廃止した従たる事務所　東京都千代田区神田佐久間町一丁目18番信交ビル5階　東京都中央区日本橋三丁目4番10号八重洲中央ビル1階　東京都足立区西新井栄町二丁目3番2号YAOKIBLD3階　東京都渋谷区渋谷一丁目24番14号　⑤2000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋三丁目4番10号　スターツピタットハウス株式会社　代表取締役　河野一孝

①株式会社クラスト　②国土交通大臣(2)7049　③代表取締役　仁地修一　④東京都千代田区神田須田町二丁目2番2号　廃止した従たる事務所　静岡県浜松市浜北区竜南478番地　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区神田須田町二丁目2番2号　株式会社クラスト　代表取締役　仁地修一

①昭和町ホーム有限会社　②富山県知事(2)第2643号　③角川勝時　④富山県富山市水橋昭和町2256　⑤1000万円　⑥富山県知事　⑦富山県富山市水橋昭和町2256　昭和町ホーム有限会社　取締役　角川勝時

①株式会社NTTファシリティーズ東海　②愛知県知事(1)20533　③代表取締役　横田昌幸　④愛知県名古屋市熱田区五本松町7番30号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市熱田区五本松町7番30号　株式会社NTTファシリティーズ東海　代表取締役　横田昌幸